

一般廃棄物収集運搬・処理業務 仕様書(案)

(令和8年6月)

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

1. 目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という）が、当センターの一般廃棄物収集運搬・処理業務（以下、「本件業務」という）の実施に関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細について定め、円滑な業務運営を図ることを目的とする。

2. 契約概要

（1）契約名称

一般廃棄物収集運搬処理業務 一式

（2）履行場所

国立循環器病研究センター

（住所：大阪府吹田市岸部新町 6 番 1 号）

（3）契約期間

自 令和 9 年 4 月 1 日 至 令和 11 年 3 月 31 日

3. 業務内容

（1）処理対象物

ゴミ集積室に集積された可燃ごみすべてである。資源化可能な紙類は、含まない。

（2）搬出方法

- ①収集日は、日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とする。収集回数は、平日と土曜日は午前及び午後の各1回、祝日及び8月14日～16日については各1回とする。ただし、年末年始を含め、当センター内の集積場所の集積容量を超過しないように適切な日程で収集すること。
- ②車両には当センターの廃棄物のみ積載し、他施設の廃棄物は積載せず処分場に運搬すること。
- ③廃棄物搬出に必要とする用具類は、すべて受注者の負担とする。また、受注者の過失により当センターの建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えた場合は、受注者は弁償の責を負うものとする。
- ④不定期の収集要請が発生した場合は、当センター担当職員と日時を協議し、収集すること。

（3）処理方法

搬出作業後は直ちに吹田市指定の処理場で処理するものとする。

(4) 報告方法

- ①吹田市一般廃棄物処理工場発行の計量伝票（写）を毎月末に提出すること。

(5) 予定数量

一般廃棄物（可燃ごみ）：726,320kg 程度／2 年間

4. その他

- (1) 請負者は、本業務を本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規に基づき適正に実施するものとする。
- (2) この仕様書は作業の大要を示すものであるが、衛生管理並びに美観上等特に必要と認められる軽微な作業については、本書に定めのない事項についても契約金額の範囲内で実施するものとする。また、その他定めのない事項については、必要に応じて当センターと協議して定めること。
- (3) 廃棄物の収集場所は、収集運搬車の大きさによっては当センターの天井の高さ、通路の広さから集積場所に近づくことができない可能性があるため、必ず下見をすること。